

第6章 悪 臭

1. 概 要

悪臭は、人に不快感、嫌悪感を与えるものであり、直接、身体に障害を与えることはまれですが、時には嘔吐や頭痛等を引き起こすこともあります。

臭いに対する感覚は個人差があり、また、その発生源や原因物質も多種多様で、相乗作用あるいは相殺作用が起こることから、その防止対策や規制を難しくしています。

近年、宅地開発が進むにつれ、畜産業等の事業場に住宅が接近するようになり、また生活環境の質的向上への意識の高まりにより、これまで問題とならなかった臭いに対する苦情も見られるようになりました。

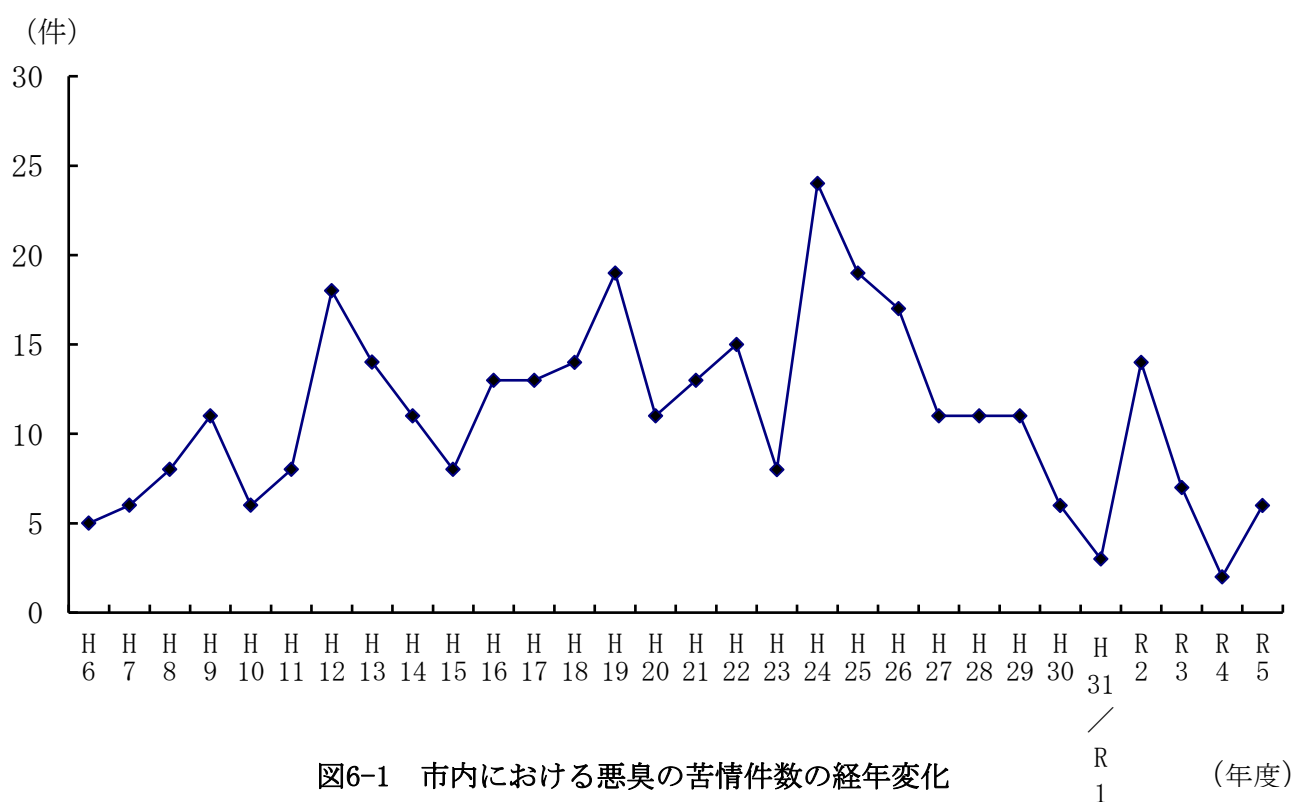
悪臭に対する規制は、悪臭防止法により物質濃度の規制が行われており、従前、当市では物質濃度の規制を行ってきましたが、平成8（1996）年4月から多様な悪臭に対応できるよう悪臭防止法が改正され「臭気指数※」による規制が行えることになり、当市では平成21（2009）年8月1日から悪臭規制法の規制基準を臭気指数による規制に代えて規制・指導することになりました。

さらに、悪臭防止法の規制基準改定に合わせ、我孫子市環境条例の規制基準も改定し、平成23（2011）年1月1日から規制・指導しています。

2. 現況と対策

（1）苦情件数

市内の悪臭の苦情件数の推移は図6-1のとおりです。



(2) 法令等による規制

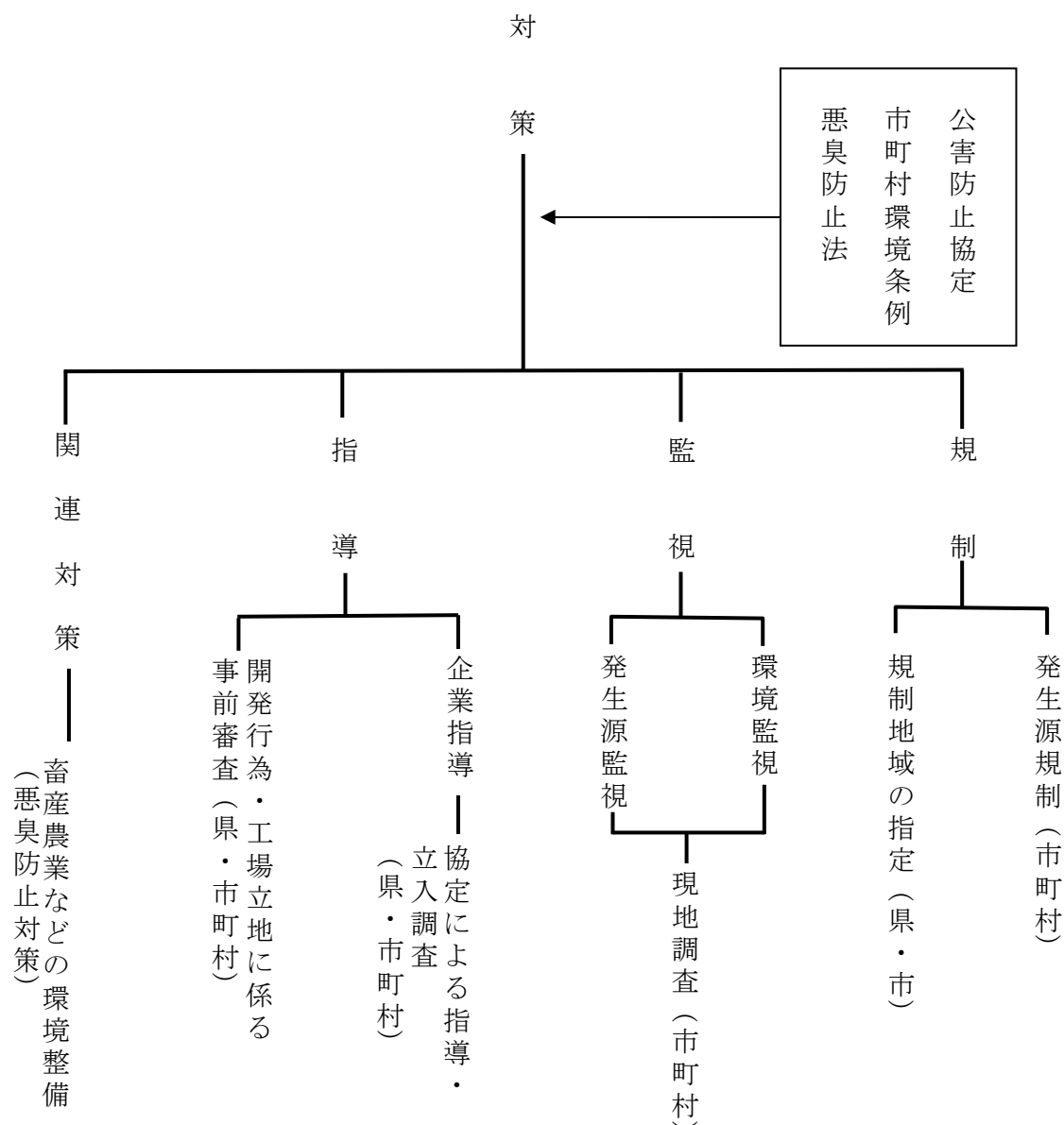


図6-2 法令等による規制体系

悪臭防止法は昭和46（1971）年6月に制定され、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とし、悪臭物質としての表6-1に示す22物質を定め、それぞれ規制基準を定めています。

この悪臭防止法は平成8（1996）年4月に改正され、多様化する悪臭に対応できるよう臭気指数による規制に代えることができるようになり、当市では、現在、この臭気指数による規制基準に基づき指導することになっています。

表6-1 悪臭防止法に基づく悪臭物質の規制基準

No.	悪臭物質	規制基準	敷地境界における規制基準 (ppm) (悪臭防止法第4条第1項第1号)	主な発生源	臭いの種類
		排水及び排出口における規制基準			
1	メチルメルカプタン	排水の規制基準 (悪臭防止法第4条第2項第2号及び3号)	0.002	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場	腐った玉ねぎのような臭い
2	硫化水素		0.02	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場	腐った卵のような臭い
3	硫化メチル		0.01	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場	腐ったキャベツのような臭い
4	二硫化メチル		0.009	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場	腐ったキャベツのような臭い
5	アセトアルデヒド	排出口での規制基準 (悪臭防止法第4条第1項第2号)	0.05	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場	刺激的な青ぐさい臭い
6	トリメチルアミン		0.005	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場	腐った魚のような臭い
7	アンモニア		1	畜産事業場、化製場、し尿処理場	し尿臭のような臭い
8	プロピオンアルデヒド		0.05	焼付け塗装工程を有する事業場等	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
9	ノルマルブチルアルデヒド		0.009	焼付け塗装工程を有する事業場等	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
10	イソブチルアルデヒド		0.02	焼付け塗装工程を有する事業場等	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
11	ノルマルバレールアルデヒド		0.009	焼付け塗装工程を有する事業場等	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
12	イソバレールアルデヒド		0.003	焼付け塗装工程を有する事業場等	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
13	イソブタノール		0.9	塗装工程を有する事業場等	刺激的な発酵した臭い
14	酢酸エチル		3	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	刺激的なシンナーのような臭い
15	メチルイソブチルケトン	※硫化水素を含む	1	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	刺激的なシンナーのような臭い
16	トルエン		10	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	ガソリンのような臭い
17	キシレン		1	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	ガソリンのような臭い
18	スチレン		0.4	化学工場、FRP製品製造工場等	都市ガスのような臭い
19	プロピオン酸		0.03	脂肪酸製造工場、染色工場等	刺激的な甘酸っぱい臭い
20	ノルマル酪酸		0.001	畜産事業場、化製場、でんぷん工場	汗くさい臭い
21	ノルマル吉草酸		0.0009	畜産事業場、化製場、でんぷん工場	むれたくつ下のような臭い
22	イソ吉草酸		0.001	畜産事業場、化製場、でんぷん工場	むれたくつ下のような臭い

(3) 臭気指数による規制

昭和56（1981）年6月に千葉県から悪臭防止対策の指針として三点比較式臭袋法による測定での指導目標値が示され、平成8（1996）年4月には悪臭防止法が改正され、臭気指数により規制することができるようになりました。

本市では工場等からの悪臭は少ない状況ですが、複合臭や指定物質以外による悪臭にも対応するために平成21（2009）年8月1日から表6-2に示す臭気指数による規制基準に変更し、多様化する悪臭の防止対策等の基準とすることとしました。

表6-2 悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準

区域の区分	地 域	大気臭気指数 の許容限度	排水臭気 指数の許容限度
A区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域及び田園住居地域	12	28
B区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 及び市街化調整区域	13	29
C区域	工業地域及び工業専用地域	14	30

【三点比較式臭袋法とは】

悪臭を人の鼻（嗅覚）で測定するいわゆる官能法の一つで、悪臭を含む空気が入っている袋1つと、無臭の空気が入っている袋2つの計3つの袋の中から、試験者に悪臭の入っている袋をあててもらう方法です。6人以上の試験者によって行い、悪臭を次第に薄めながら、不明又は不正解になるまでこれをくり返します。その結果を統計的に処理して何倍にうすめれば区別がつかなくなるかの値を算出し、その値を臭気濃度とします。

(4) 我孫子市環境条例の規制基準

多数の人々が著しく不快を感じると認める悪臭で、許容限度は、左欄に掲げる区域の区分ごとに、中欄及び右欄に掲げる区分ごとの臭気指数とする。なお、気体排出口における許容限度は、悪臭防止法施行規則（昭和47（1972）年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気指数又は臭気排出強度とする。

表 6-3 我孫子市環境条例に基づく規制地域及び規制基準

地域区分 許容限度	工場等敷地境界線における臭気指数	排出水の臭気指数
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域	12	28
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域	13	29
工業地域 工業専用地域	14	30

備考

1. 「臭気指数」とは、悪臭防止法（昭和46（1971）年法律第91号）第2条第2項に規定するものをいう。
2. 臭気指数の算定は、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）に定める方法による。
3. 市街化調整区域並びに第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法第7条第1項及び第8条第1項第1号の規定により定められた区域及び地域をいう。